

社会科と道徳との「融合可能性」に関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-01-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 康弘, 野坂, 佳生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/7029

平成23年度福井大学研究育成経費「競争的資金獲得を目指す研究」
社会科と道徳との「融合可能性」に関する研究

研究代表者： 橋本 康弘（教育地域科学部・准教授）
 共同研究者： 野坂 佳生（金沢大学法務研究科・教授）

概 要	新学習指導要領では、「各教科と道徳教育との関連を図る」とされており、「道徳教育の充実」が重要な課題である。本研究では、社会科と道徳が「連携」する場合にどのような教育内容（方法）が考えられるのかについて検討することを目的としている。このような発想に至った理由は、社会的価値と道徳的価値は同一視できる内容を含んでいるからであり、例えば、社会科や道徳では同じ「正義」や「公正」などを扱っている。このように共通に含まれる内容について道徳と社会科で扱う内容の「差別化」を図るとともにその「融合可能性」について検討した。その結果、従来の道徳と社会科における「正義」「公正」を扱った授業にはそれぞれ特徴（課題）があり、その課題を「法」を用いたアプローチを採用することで克服することが出来ることが明らかになった。
関連キーワード	新学習指導要領、道徳教育、社会科教育、「法教育」、教科間連携

研究の背景および目的

新学習指導要領では「思考力・判断力・表現力」「言語活動の充実」「伝統・文化の尊重」などが注目されているが、一方で教育基本法の改正に伴い従前以上に「道徳教育の充実」が重要な課題であることは言うまでもない。各教科等の新学習指導要領本文には、新たに「学校教育における道徳教育は（中略）各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない」（各教科等の新学習指導要領の3総則関連事項）と記述され、この意味するところは、文字通り、数学や地理歴史科、国語等、様々な教科で道徳教育との「関連付け」を学校現場に求めているということである。しかし、この分野の研究は、前述のような注目されている項目とは異なり、ほとんど研究されていないのが現状である。その理由としては、学校現場サイドの視点で考えてみると「道徳」の授業が既に行われており（道徳教育は現在行われている内容で十分であると考えられており）、他教科は他教科の内容を教えることで手一杯であり、道徳教育との「関連付け」まで手が回らないといったこと、新学習指導要領では前述の注目されている項目への対応に力が注がれており、「道徳教育の充実」まで手が回らないということが推測される。

一方で研究者サイドの視点からその理由を考えると、特に社会科、これまで社会科教育研究は中等教育（中学校・高等学校）段階では科学的な社会認識形成に関わる授業開発・カリキュラム研究が、初等教育段階では「子どもの学び」から捉える社会認識形成に関わる授業開発・カリキュラム研究が重視される傾向にあり、道徳教育と関連する可能性のある社会的価値観形成は「合意形

成」「合理的意思決定」という言葉で評されて研究が行われてきたが、道徳教育が目指す道徳的価値観形成は戦前の「修身」に対する反省から、また社会科の「教科固有性」を主張する立場から社会的価値観形成と道徳的価値観形成を結び付けて考察すること自体から距離を置くのが至極当然のように考えられてきたからではないかと想像される（科学的な社会認識形成を主張する研究者は社会科での「価値観」形成それ自体から距離を置くべきだとの主張をこれまで行ってきたのが好例）。

このような状況の中で本研究では、あえて社会科と道徳が「連携」する場合にどのような教育内容（方法）が考えられるのかについて検討することを目的としている。即ち、「社会科ではどのような道徳教育が可能なのか」について明らかにするということである。このような発想に至った理由は、社会的価値と道徳的価値は同一視できる内容を含んでいるからであり、例えば、社会科や道徳では同じ「正義」や「公正」などを扱っている。このように共通に含まれる内容について道徳と社会科で扱う内容の「差別化」を図ると同時にその「融合可能性」について検討する。そうすることで、新学習指導要領がその狙いとしている各教科（社会科）と道徳との関連付けができ、また、日々多忙な学校の先生方に社会科と道徳との間の関連付けの在り方（研究成果）について情報提供することで、学校の先生方の日々の実践の改善につながる。また教員免許更新講習などの教員研修の場に情報提供することができる。将来的には社会科並びに道徳がその育成に寄与する「公共性」を育むことを目的とする新教科のカリキュラムの提案を可能にするだろう。

研究の内容および成果

●これまで道徳教育や社会科教育では「正義」「公正」といった価値についてどのような授業がこれまで展開されてきたのか、その代表的な具体例を取り上げて、分析する（研究代表者：橋本担当）
→道徳教育における「正義」「公正」（「公平」）を扱った授業として、ジレンマ資料「誰にたくさんあげようかな」（諸富祥彦『道徳授業の革新—『価値の明確化』で生きる力を育てる』明治図書、1997、pp.183-188）を取り上げた。この授業を分析した結果、一般的に道徳教育の特徴とされている「徳目主義」「心情主義」「注入主義」「当為判断主義」に該当する授業であると判断でき、またこの授業では「価値判断基準」として徳目を与え、徳目に基づく「価値判断」は、心情的にならざるを得ないといった特徴を導出した。一方で社会科教育における「正義」「公正」を扱った授業として「長崎新幹線建設問題」（田本正一「状況論的アプローチによる社会科論争問題授業の開発」『社会科研究』第69号、2008、pp.11-20）を取り上げた。社会科授業が持つ特徴として一般的には「社会認識主義」「価値判断吟味型」「価値判断決定型」が想定できるが、本授業は、「価値判断決定型」に相当し、「価値判断基準」を生徒に吟味させ、追究させる、またその際の「価値判断」は生徒同士による吟味・討議を行う型になっていた。

●これまでの道徳教育や社会科教育で行われていた「正義」「公正」を扱った授業の特徴（課題）をそれぞれ明らかにする（研究代表者：橋本担当）
→道徳教育に関する授業については、「価値判断基準」が徳目であり、「価値判断」が心情的になることで、結果として、社会的現実的な判断とは「距離」がある判断を求める場合があるし、それが道徳教育の特徴であった。一方で社会科教育に関する授業については、「価値判断基準」を生徒同士で

討議・吟味させるだけで十分なのか。討議・吟味させる場合には確固とした「判断基準」があるのではないか、生徒は「判断基準」を踏まえないで判断することは社会的現実的な判断になりえない場合があるのではないか、といった特徴（課題）が想定できる。

●道徳教育や社会科教育で扱う「正義」「公正」の二つの授業をどう融合するのかについて法の「手続きモデル」と「原理モデル」や法学教育論争等を参考に検討する（研究分担者：野坂担当）
→これまでの道徳教育における「徳目」は、「法原理」と類似性を持つ、一方で、社会科教育における「手続き主義」は、法における「手続き主義モデル」と位置付けることが可能になる。即ち、「法」は、道徳教育と社会科教育における「価値判断基準」「価値判断」と関連付けることが出来る。例えば、「赤ちゃんポストに賛成か反対か」といったことを授業として取り上げる場合、従来の道徳教育では、「人命尊重」といった徳目を踏まえた心情的な判断になりえるだろう。一方社会科教育では、どのような「価値判断」をするのか、「赤ちゃんポスト」に賛成・反対の意見を踏まえ、生徒同士で議論していくことになる。しかし、「法」的なアプローチを採れば、「人命尊重」といった「徳目」も社会的に是認される「法原理」として位置付け、「法原理」を参照して判断をすることが可能になる。

一方、「価値判断基準」として「個の人権原理」の「価値の優劣」を用いれば、社会的（法的）な「価値判断基準」を提示し、議論することが可能になる。いずれにしても、「法」的なアプローチを採ることが、従来の道徳教育や社会科教育での「正義」「公正」授業が抱える特徴を克服し、課題を解決することにつながる。

本助成による主な発表論文等、特記事項および競争的資金・研究助成への申請・獲得状況

「主な発表論文等」

- (1) 橋本康弘・野坂佳生「『正義』『公正』の社会科教育論—社会科と道徳の『融合可能性』—」第60回全国社会科教育学会全国研究大会自由研究発表、平成23年10月
 - (2) 橋本康弘「リーガルシティズンシップを育成するための内容確定—『基礎法学』的領域の場合—」第37回日本教科教育学会自由研究発表、平成23年11月
 - (3) 橋本康弘・桑原敏典・吉村功太郎・中原朋生・野坂佳生・井上毅・後藤正邦「中等法関連教育の教材開発（Ⅲ）—「対立と合意」「効率と公正」の習得の場合—」第23回社会系教科教育学会自由研究発表、平成24年2月 他1件
- 「特記事項」
法テラス・法務省・最高裁・日弁連他主催「平

成23年度法教育シンポジウム in 福井」平成24年3月3日福井商工会議所コンベンションホールにて、基調講演・パネリストを務める。その内容は、平成24年3月福井新聞に詳報掲載、他2件（in 香川：四国新聞に詳報掲載・in 山梨：山梨日々新聞に詳報掲載）においても、前述と同役を務める。

「競争的資金・研究助成への申請・獲得状況」

科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）、平成24年度～平成26年度、代表、採択、13,100千円、法・心理・教育研究者の協同による小学生の発達段階に対応する法教育プログラムの開発

財団法人文教協会研究助成、平成23年度、代表、採択、600千円、中等教育における「司法及び法に関する学習」の充実のための教材開発研究

他、同財団よりシンポジウム開催経費を別途助成して頂く（479千円）